

# 都市計画市素案説明会開催のお知らせ

～ 地区計画の変更（ヨコハマポートサイド地区地区計画）～

横浜駅東口の近傍に位置するヨコハマポートサイド地区では、工場・倉庫等の非都心機能を更新し、都心地区にふさわしい新しい複合市街地を形成することを目標として、平成2年8月に地区計画を決定しています。その後、各街区における開発計画の具体化に合わせ、建築物の具体的な制限等（地区整備計画）を追加するなど、地区計画の変更を行ってまいりました。

このたび、新たに地区の一部において、既存ビルの建替え計画が具体化したことを受け、本地区の目標等に整合した良好な開発整備を推進するため、地区計画の変更に関する「都市計画市素案」を作成しましたので、その内容をご説明するため、以下のとおり説明会等を開催します。

## 1 市素案説明会の日程及び会場

平成21年3月12日(木) 午後7時より

「横浜市住宅供給公社 会議室」

(ヨコハマポートサイドビル6階)

住所：神奈川区栄町8-1

交通：JR「横浜駅」(東口)より徒歩15分  
京浜急行「神奈川駅」より徒歩5分

## 2 市素案の縦覧及び公述申出の受付

### (1) 期間

平成21年3月13日(金)から

3月27日(金)まで(土・日・祝日は除く)

午前8時45分から午後5時15分まで

### (2) 縦覧場所

横浜市まちづくり調整局都市計画課(下記【問い合わせ先】参照)

※ 神奈川区区政推進課広報相談係で縦覧図書の写しを閲覧できます。(期間は縦覧と同じ。)

※ 縦覧期間中に、下記【問い合わせ先】の都市計画課ホームページより「市素案の概要」をご覧になれます。

### (3) 公述申出の方法

公述申出書を3月27日(金)必着で都市計画課に郵送又は持参してください。

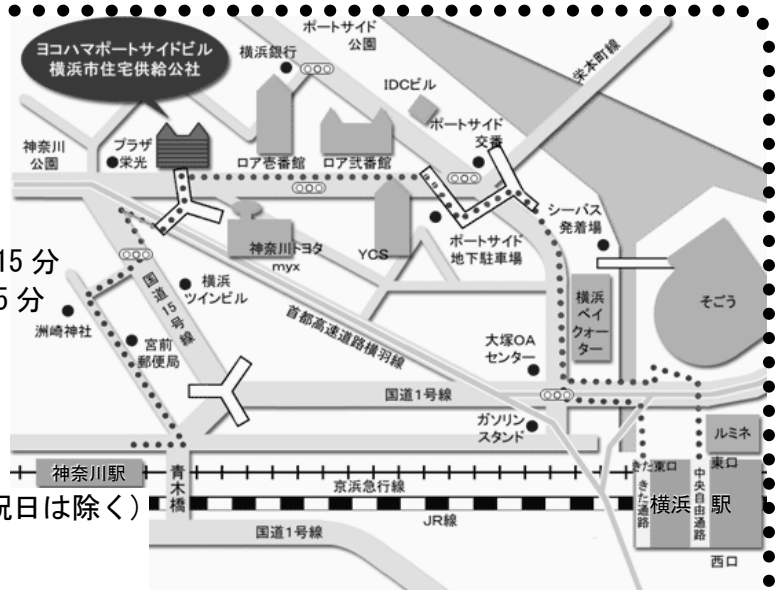
※ 公述申出書の様式は、縦覧場所で配布又は都市計画課ホームページからダウンロードすることができます。

## 3 公聴会の日程及び会場

平成21年4月17日(金) 午後7時より 「横浜市住宅供給公社 会議室」(ヨコハマポートサイドビル6階)

※ 傍聴を希望される方は当日直接会場へお越しください。

※ 公述の申出がない場合、公聴会は開催しません。公聴会の開催の有無については、3月30日以降に都市計画課に電話でお問合せいただくか、都市計画課ホームページでご確認ください。



### 【問い合わせ先】

#### ◆ 地区計画の内容について

横浜市 都市整備局 都市再生推進課 TEL 045-671-2693  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 (横浜市役所 6階)

#### ◆ 都市計画手続きについて

横浜市 まちづくり調整局 都市計画課 TEL 045-671-2657  
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 (JNビル 5階)  
(都市計画課ホームページアドレス)

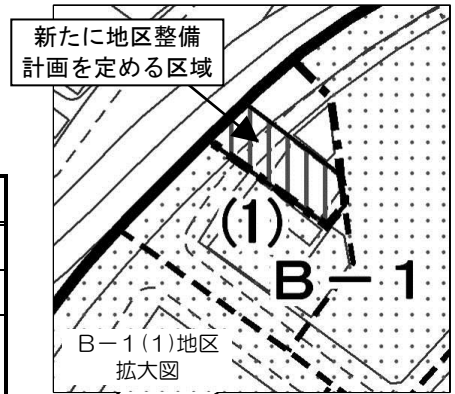
<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/kikaku/cityplan/>

お住まいの住居を借りておられる方(UR及び住宅供給公社の賃貸住宅を除く)や、他に土地又は建物の共有者がいらっしゃる場合には、その土地又は建物を所有(共有)されている方にもお知らせさせていただきますようお願い申し上げます。

## ★都市計画市素案の概要★

B-1(1)地区(図1参照)において、隣接する土地と敷地を統合し、既存の建築物(現在は、解体されています)を建て替える計画が具体化されたことに伴い、主に次のとおり地区計画を変更します。

- ① 地区整備計画が定められていないB-1(1)地区の隣接地について、B-1(1)地区を拡大し、地区整備計画を定めます。
- ② 計画された建築物に合わせて、B-1(1)地区における地区整備計画の内容(建築物の高さの最高限度)を変更します。

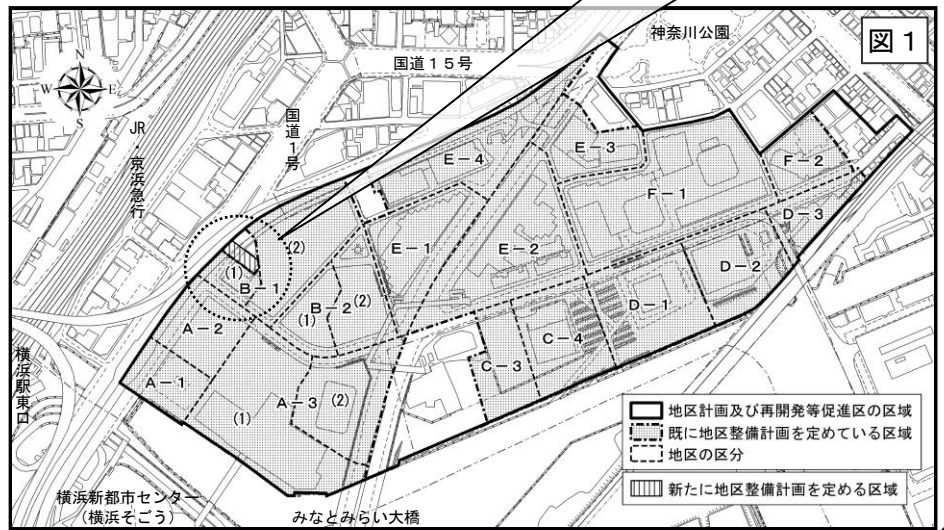


### 【主な変更内容】

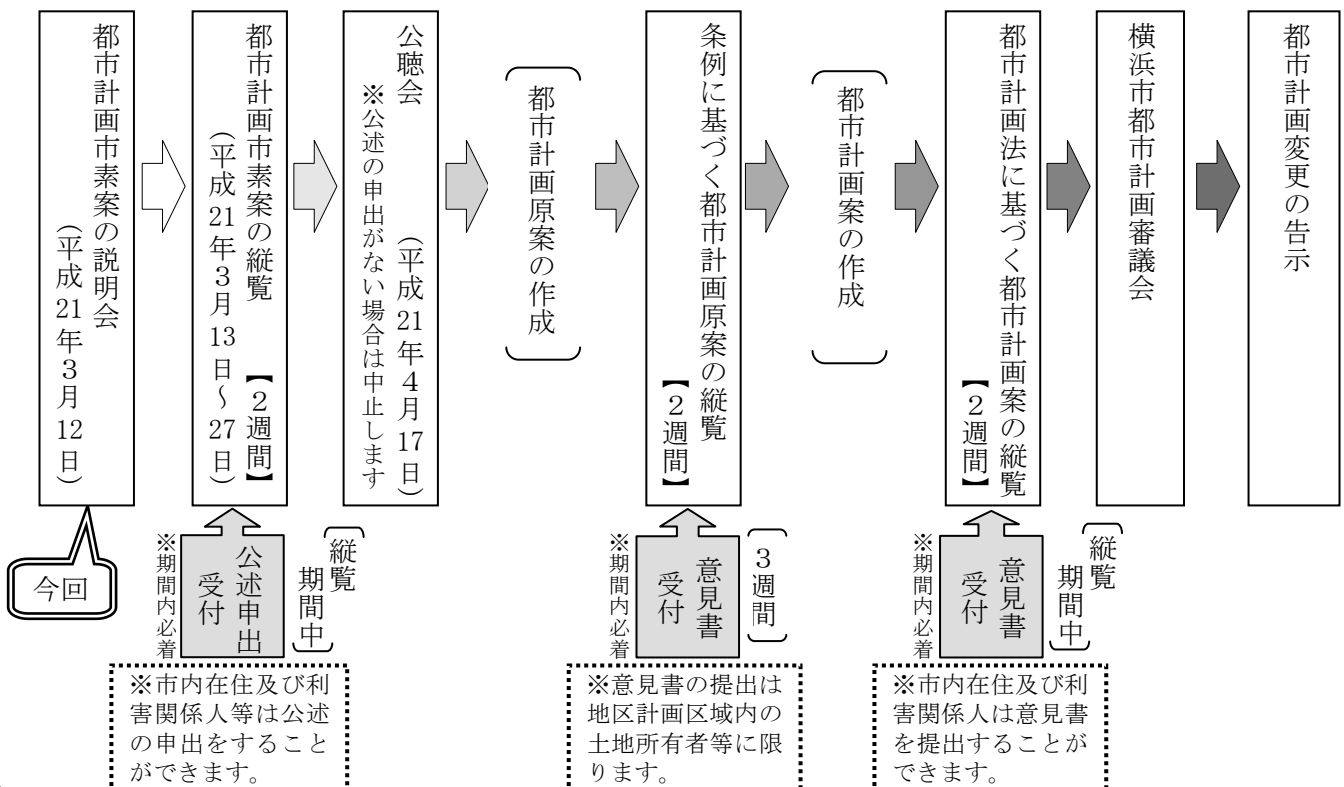
変更する項目	旧(変更前)	⇒	新(変更後)
① 地区整備計画の区域面積	約 16.3ha	⇒	約 16.4ha
B-1(1)地区の区域面積	約 0.2ha	⇒	約 0.3ha
② B-1(1)地区における建築物の高さの最高限度	120m	⇒	55m

### 『地区整備計画』とは…

地区計画は、「地区計画の目標」、「当該区域の整備、開発及び保全に関する方針」と「地区整備計画」で構成されています。地区整備計画とは、地区計画の方針等に従って、地区施設(主に地区内の居住者等が利用する道路・公園など)の配置及び規模、建築物等に関する事項(具体的な制限内容)などを定めるものです。今回の変更では、建築物等に関する事項のうちの「建築物の高さの最高限度」を変更することとしています。



## ★今後のスケジュール★



※公述の申出、縦覧及び意見書の提出先は、横浜市まちづくり調整局都市計画課になります。